

SCB 海外 Special Report

海外ビジネス相談ニュース

Vol.260



信金中央金庫 海外業務推進部

SHINKIN CENTRAL BANK
International Business Division

2025 年 3 月 発行

本号の内容

1. 海外トピックス：ベトナム、インドネシア、マレーシア
2. 特集：アジア各国の最低賃金動向について
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：三国間貿易について

1. 海外トピックス

ベトナム：12 か国について査証免除措置を延長

ベトナム政府は 3 月 7 日、日本を含む 12 か国民に対するビザ免除を定めた第 44 号決議（44/NQ-CP）を公布しました。有効な旅券を持つ日本国民であれば、入国後 45 日間の一時滞在が可能なこの免除措置は、3 月 15 日まででしたが、本決議により期限が延長され、2028 年 3 月 14 日まで適用されることとなりました。

インドネシア：ハイブリッド車購入時の奢侈税優遇を発表

インドネシア財務省は 2 月 4 日、電気自動車（BEV）やハイブリッド車（HV）への税制優遇措置を定めた財務大臣規則第 12 号を発表しました。条件を満たしたバッテリー式電気自動車（BEV）の付加価値税（VAT）やハイブリッド自動車（HV）の奢侈税の一部を政府が負担し、適用期間は 2025 年 1 月から 12 月末までとされています。

マレーシア：マレー半島部の電気料金を引上げ

マレーシア国営電力会社 TENAGA NASIONAL（TNB）は 2024 年 12 月 26 日、2025 年～2027 年のマレー半島における電力基本料金を、2022 年～2024 年の 39.95 セン（センは、リングの 1/100、約 13.6 円）から 14.2%増の 45.62 セン/kWh（約 15.5 円）とすることを発表しました。新料金の適用は 2025 年 7 月 1 日より開始されます。

2. 特集：アジア各国の最低賃金動向について

(1) 最近のアジア各国の最低賃金動向について

新型コロナ禍以降、アジア各国ではそれまで据え置かれていた最低賃金が引き上げられる動きが見られます。2024 年、2025 年においても、自国経済の状況に応じて最低賃金を引き上げる国が増えています。図表 1 は、主なアジア各国の最低賃金を自国通貨額と円換算額で示したものです¹。

図表 1：アジア各国の最低賃金動向

国名	通貨 (※は1,000 通貨単位)	2022年	2023年	2024年	2025年 2月末	2022→2025年 2月末 増減率
中国	人民元	2,590	2,690	2,690	2,690	3.9%
	円 (千円)	50.2	53.7	56.6	56.9	13.2%
タイ	バーツ	7,788	7,788	8,140	8,800	13.0%
	円 (千円)	30.3	32.2	34.9	39.9	31.6%
マレーシア	リンギ	1,500	1,500	1,500	1,700	13.3%
	円 (千円)	44.6	47.0	49.8	58.4	30.8%
インドネシア	ルピア※	4,817	5,176	5,343	5,691	18.1%
	円 (千円)	41.9	49.2	50.8	54.1	29.0%
ベトナム	ドン※	4,680	4,680	4,960	4,960	6.0%
	円 (千円)	26.0	28.3	30.0	29.8	14.9%
フィリピン	ペソ	12,540	13,420	14,190	14,190	13.2%
	円 (千円)	29.5	34.5	37.5	37.3	26.5%
カンボジア	米ドル	194	200	204	208	7.2%
	円 (千円)	25.4	29.1	30.9	31.8	24.8%
ラオス	キープ※	1,200	1,300	1,600	2,500	108.3%
	円 (千円)	9.1	9.6	11.3	17.7	94.6%
ミャンマー	チャット	105,600	127,600	149,600	149,600	41.7%
	円 (千円)	6.6	8.8	10.7	10.9	65.5%
インド	ルピー	22,146	23,082	23,836	23,836	7.6%
	円 (千円)	37.0	39.2	43.1	42.0	13.4%
バングラデシュ	タカ	14,750	15,035	15,035	15,035	1.9%
	円 (千円)	20.7	20.2	19.8	18.9	▲8.5%
日本 (東京)	円 (千円)	171.5	178.1	186.1	186.1	8.5%

(出所) 各国政府機関サイト等各種情報より信金中金作成

各国はそれぞれの経済事情に応じて最低賃金を引き上げていることが分かります。また、2022 年以降の円安の影響により、円換算した各国の最低賃金額は、自国通貨建ての金額に比べてほとんどの国で大幅に上昇していることが確認できます。

2000 年代初頭には、安価な賃金を求める観点から中国が注目されていましたが、同国の急速な経済発展に伴い賃金が上昇したため、2010 年代以降は東南アジア各国が注目を集めるようになりました。しかし、これらの国々も高い経済成長を続けているため、賃金は上昇基調にあります。

¹ 各国国内における最低賃金（地域、職種等で分類）の中で最も高いものを採用。時給、日給で発表されているものは、現地での勤務実態に合わせた形で月額に換算。円換算レートは期間内の平均レートを使用。

図表 1 では各国の最低賃金の最高値を示していますが、国によっては地域の発展状況や業種によって最低賃金額が調整されており、金額の幅が広い場合があります。図表 2 は 2025 年 2 月末時点における各国の最低賃金額を示しており、最低額と最高額の幅を表しています。赤い丸は平均値を示しています。

図表 2： 2025 年 2 月末におけるアジア各国の最低賃金額レンジ

国名	国土面積 (万km ²)	人口 (百万人)	最低賃金のレンジ（単位：千円）																																
			8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60						
中国	959.7	1,422.6																																	
タイ	51.3	71.7																																	
マレーシア	33.0	35.1																																	
インドネシア	190.5	281.2																																	
ベトナム	33.1	100.4																																	
フィリピン	30.0	114.9																																	
カンボジア	18.1	17.4																																	
ラオス	23.7	7.7																																	
ミャンマー	67.7	54.1																																	
インド	328.7	1,438.1																																	
バングラデシュ	14.8	171.5																																	

(出所) 各国政府機関サイト等各種情報より信金中金作成

特に中国、インドネシア、インドのように国土が広く、経済発展が遅れている地域を抱える国では、最低賃金額の幅が広いことが特徴的です。

(2) 最低賃金に関するトピックス

イ. インドネシア

2025 年より、州別最低賃金 (UMP)、県・市別最低賃金 (UMK) に加え、2021 年に撤廃された業種別最低賃金 (UMSK) が再導入されることになりました。UMSK は UMP や UMK よりも高く設定される場合があり、特に自動車産業では高めに設定されることが一般的です。

ロ. マレーシア

2025 年 2 月より、全国一律で最低賃金が 13.3% 増の 1,700 リンギ (約 5.8 万円) に引き上げられました。ただし、従業員 5 人未満の企業 (専門サービス提供を除く) には 6 か月間の猶予が与えられ、2025 年 8 月から適用されます。

(3) 信用金庫取引先への影響について

信用金庫取引先の中には、アジア各国の拠点で部品や製品を製造し、日本へ輸入している企業も多く存在します。現地での最低賃金額の引き上げは、製造原価だけでなく事業運営に関わるコスト上昇を招くこととなります。最低賃金は今後も上昇が見込まれるため、これに対応できない企業は、販売価格への転嫁や生産効率の向上が難しい場合、現地事業の清算や他国への展開といった選択肢を検討する必要があるかもしれません。一方で、賃金上昇は現地の消費額向上につながり、市場拡大の可能性を生むことも期待されます。このような動きを捉え、現地市場での成長を目指す取り組みは、企業にとって新たな機会となるでしょう。

本稿に関してご不明な点がございましたら、お取引のある信用金庫を通じて当部までお問い合わせください。

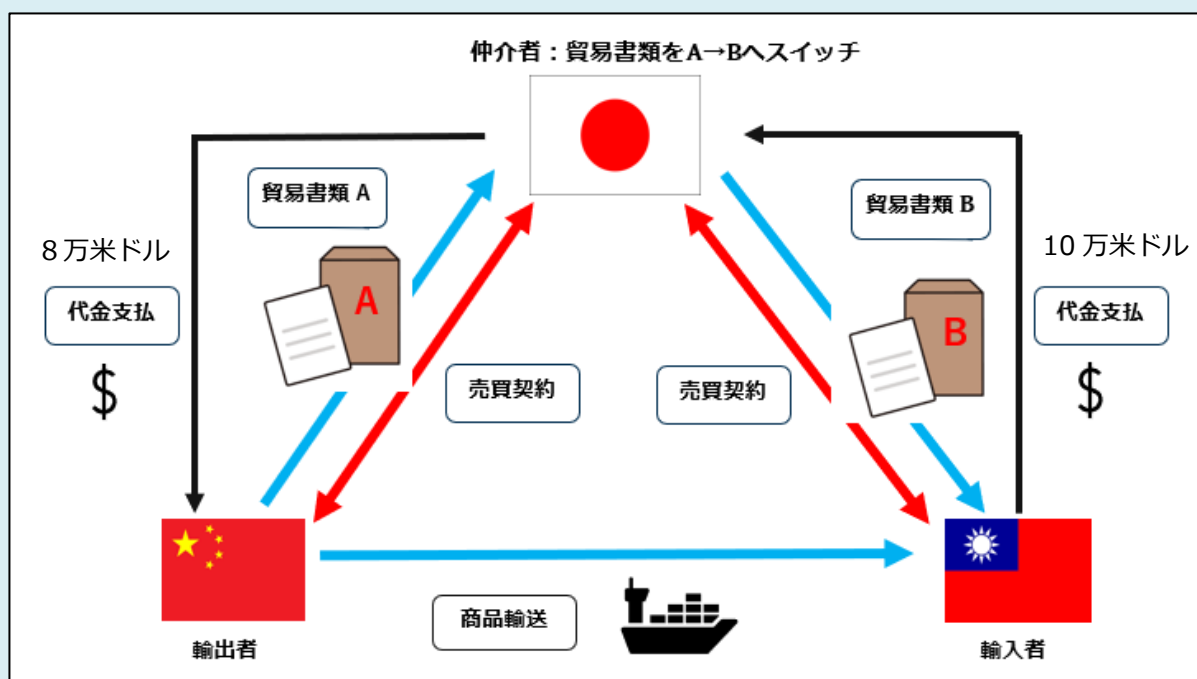
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）： 三国間貿易について

Q 当社は中国に生産拠点を持つアパレル企業です。今般、台湾企業との間で商材販売に向けた商談が進んでいます。日本・台湾間で売買契約を結び、中国本土から台湾に輸出する場合の留意点を教えてください。

A 今回のケースは、日本企業が仲介者として中国企業から商品を仕入れ、台湾企業に販売する形の三国間貿易です。日本企業の台湾企業への販売代金を 10 万米ドル、中国企業への商品買い付け代金を 8 万米ドルとして以下に説明します。

1. 本ケースの流れ

全体の流れは、図表の通りです。



(1) 売買契約（仲介者—輸入者間）

仲介者である日本企業と輸入先である台湾企業との間で商品に関する売買契約を締結します。本ケースでは、売買契約は **10 万米ドル**で、商材は中国から台湾へ直接船便で輸送され、台湾企業が輸入手続きを行います。

(2) 売買契約（仲介者—輸出者間）

仲介者である日本企業は、今回の商品の輸出者である中国企業との間で売買契約を締結します。本ケースでは、売買契約は **8 万米ドル**で、商材の輸出通関および船積みは中国企業が行います。

(3) 売買契約後の流れ

次のような流れを取ることで、仲介者である日本企業はマージンを隠しつつ取引を円滑に進めることが可能です。ただし、実務面での手続きが高度かつ複

雑であるため、企業単独での対応は非常に難しく、一般的にはフォワーダーとの協働が推奨されます。

① 代金決済

日本企業は購入代金 8 万米ドルを中国企業に仕向送金し、売却代金 10 万米ドルを台湾企業から被仕向送金で受け取ります。

② 商材の発送

中国企業は商材を台湾向けに輸出通関し、船積みします。その後、通関用インボイス A（金額 8 万米ドル）と船荷証券 A（B/L、Shipper は中国企業）を日本企業に送付します。

③ スイッチ・インボイス

本ケースである三国間貿易において重要なのは、輸入者である台湾企業に中国企業の出荷価格情報が流出しないようにすることです。出荷価格が台湾企業に流出した場合、日本企業のマージンが判明し、台湾企業が直接中国企業と取引を始めるリスクがあります。これを防ぐため、「スイッチ・インボイス」という手法が用いられます。日本企業は通関用インボイス A と船荷証券 A を回収し、別途通関用インボイス B（金額 10 万米ドル）と船荷証券 B（Shipper は日本企業）を台湾企業に送付します。

④ 商材の到着

台湾企業は、通関用インボイス B、船荷証券 B を使用し、輸入通関、商材の受け取りを行います。

2. 本ケースに関する中国、台湾側における留意点

① 中国側

同国の外貨管理規則により、三国間貿易である旨を銀行に証明する準備ができない場合、日本からの送金が着金できないことがあります。

② 台湾側

中国からの輸入について、台湾は規制を設けています。そのため、対象商材が輸入可能なのかを、現地で取引前に確認する必要があります。

本稿についてご不明な点があれば、お取引のある信用金庫を通じて当部宛にご連絡ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が
正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。